

淀川部会の各検討班とりまとめ状況

本資料は淀川部会とりまとめ(案)作成のために設立した川・ダム毎の検討班から提出された各班のとりまとめ状況です。

< 目次 >

木津川、川上ダムに関連する事業検討班 とりまとめ状況 2

桂川に関連する事業検討班 とりまとめ状況 6

宇治川、瀬田川、天ヶ瀬ダム、大戸川ダムに関連する事業検討班 とりまとめ状況

淀川本川に関連する事業検討班 とりまとめ状況 10

(注：宇治川、瀬田川、天ヶ瀬ダム、大戸川ダムに関連する事業検討班とりまとめ状況は「資料 2 - 1 追加」を参照下さい)

検討班	担当委員 (: 班長)
木津川、川上ダムに関連する事業	原田委員、大手委員、川上委員、谷田委員、榊屋委員、
桂川に関連する事業	渡辺委員、塚本委員、田中委員、田村委員、和田委員
宇治川、瀬田川、天ヶ瀬ダム、大戸川ダムに関連する事業	今本委員、田中(真)委員、寺田委員、榊屋委員、山本委員、和田委員、(寺川委員)
淀川本川に関連する事業	有馬委員、荻野委員、小竹委員、紀平委員、榎村委員、(細川委員)

1 : () 内は 6/7 の部会検討会に他部会より参加された委員

木津川、川上ダムに関連する事業検討班 とりまとめ状況

川上ダムについて

「中止する可能性も視野にいたした検討がさらに継続されるべきである。」

以下にその検討において考慮されるべきことを、治水、利水、環境のそれぞれについて記す。

治水面

1：現在の治水目標の妥当性の検討（川上ダム以外にも関連すると思われる）

ア：「既往最大規模の洪水に対する浸水被害の解消を目標」とすることはこの地域において妥当か。「壊滅的な被害（とくに人的被害や重要施設、ライフラインの被害）の回避」を目標とすることがより妥当ではないか。あるいは、両方の尺度で施策が評価される必要はないか。

イ：「既往最大規模の洪水に対する浸水被害の解消」を達成しようとするために、考慮される代替案の範囲が限られ、コストが高く実現性の低いもののみになっているように思われる。また、整備計画の対象期間（30年間）に、上記目標を達成しようとするため、ダム以外の代替案、とくに長期間を要する流域対応を伴う施策が低く評価されざるをえないことが懸念される。

2：代替案のさらなる検討

ア：「川上ダム計画の見直し案説明資料」（15年4月21日配布：以下「見直し資料」と略記）で検討が加えられていない代替案にも検討が必要なものはないか。なお、淀川部会からは「遊水地の越流部の改良による流量ピーク低下能力の増大」、「名張川への放水路」、「支流における新規遊水地」が追加提案されている。これらについても効果の評価を示されたい。

イ：1を踏まえると、「既往最大洪水に対する浸水被害解消」を可能にしない施策についても、それにかかるコスト（金銭、時間、環境等）と被害軽減の大きさを示す等、検討が必要である。「見直し資料」にあげられた代替案の中にも、より現実的になるような変更（新規遊水地規模の縮小や、いくつかの施策の組み合わせ等）の上、再検討すべきものがあるのではないか。

ウ：現行技術水準による「堤防強化」は、「既往最大規模の洪水に対する浸水被害の解消」を100%の確率ではもたらしえないとされているが、「壊滅的な被害（とくに人的被害や重要施設、ライフラインの被害）の回避」を重視する目標のもとでは、堤防強化を貯留施設より優先的に行ったうえで、土地利用の変更や遊水池の拡大等の長期間を要するものに取り組むという方策が妥当性をもってくることはないだろうか。

3：県管理区間における施策や被害を考慮した、岩倉峡上流部全体をみすえた治水計画となっているか？

ア：岩倉峡より上流の木津川（服部川や柘植川等の支流も含む）は、上野遊水池周辺と川

上ダムサイト以外はすべて三重県の管理区間であり、それらを見直して上野盆地の総合的な治水計画は立てられない。そのため、岩倉峡上流部全体をみすえた治水計画が必要であるが、見直し資料には服部川、柘植川流域の治水策がほとんど検討されていない。そのことに問題はないか。

イ：見直し資料における既往最大洪水のシミュレーションでは、県管理区間の整備状況は現況を仮定し、また県管理区間では越水のみで破堤は起こらないとしている（注）。県管理区間の流下能力があがると、上野盆地地点での流量はシミュレーションに示されたより大きくなり水害の危険性がたかまるが、30年程度の期間では県管理区間の整備が大きく進捗し、下流の水害の危険性を高めることはないという見込みのもとで各方策の評価が行われている。より長期間をみすえたときには前提条件がくずれ、評価は変わるのではないか。

（注：木津川本川の県管理区間で破堤が起こると、既往最大洪水では上野盆地での浸水は起こらないと予想されている）

ウ：川上ダムには上野盆地上流の木津川本川（県管理区間）における洪水被害抑制効果もあり、そのことも川上ダム建設の理由とされている。上野盆地上流の木津川本川の浸水についても、定量的予測を示すとともに、施策の評価にとりいれるべきではないか。

4：治水効果の検討結果を別の表現方法でも示すべきである。

ア：紙数と時間の制約のせいであろう。見直し資料では、既往最大洪水をふくむいくつかの降雨についてのみ、予想被害状況が示されている。いくつかの（既往の）降雨量の時間変動パターンのもとで、浸水被害が起こらない限界の降雨量を示したり、既往最大洪水を超えるものも含むさまざまな降雨量について降雨量と被害の関係を示すことも必要ではないか。後者の評価から、流域対応を伴わずに既往最大洪水の被害を解消する方策の弱点が明らかにならないか。

5：その他（川上ダムにとどまらない一般的問題）

ア：複数の狭窄部上流の治水目標を「既往最大規模の洪水時の被害解消」と共通のものにするのではなく、各狭窄部ごとに地域特性に応じた目標設定が必要ではないか。また、この「既往最大規模の洪水時の被害解消」という目標設定は従来の「1/100洪水に対応する」等と同様の考え方にもとづいているが、それこそ今回の整備計画で変えることを提言したものではないか。

イ：被害規模や治水効果、必要なダム規模等を算出するための根拠や方法を一般の人にもある程度理解できるように説明し、妥当性を納得させる努力が必要ではないか。

利水面

1：水利権の転用等によって、川上ダムの利水容量を不要にできないか。

2：水需要の精査について（川上ダムにとどまらない一般的問題）

現在河川管理者が考えている「需要の精査」はそれで十分か？たとえば、需要の精査に

は、需要の価格に対する依存性、すなわち「どれくらいの値段ならどれくらい利用するか」を明らかにすることまで、含まれるべき場合もあるのではないかと現時点でその情報をいかした水需要管理が困難であるとしても、長期的視野で考えた場合には、このようなレベルの精査を現時点で行っておく必要があるのではないかと。川上ダムに関連しては、水利権転用による水道水源の確保を視野にこのような精査を行うべき場合はないか。

環境面

- 1：川上ダム流域の希少性・重要性の客観的評価（木津川流域内での相対評価や木津川流域外もふくめた中での評価）を示すべきである。たとえばオオサンショウウオやオオタカについてはどのように評価されるか。
- 2：オオサンショウウオの保全努力をダム流域や滝川だけに集中させず、伊賀地域のオオサンショウウオ全体にとってよい方向をめざすほうが望ましくないか。たとえば、川上ダム流域以外の地域の生息場条件を改善する等を施策に含める等が考えられる。その場合、三重県との連携が重要となる。

川上ダム以外の木津川部分について

既設ダム

- 1：水質改善には上流域の面減負荷対策が不可欠である。
- 2：法面の裸地対策
高山ダムについては不要ではないか？
- 3：選択取水設備
必要性や代替策、既往事業の効果等の十分な検討が必要

上野遊水地

堤防補強についても検討もしくは実施を明記する必要があるか。

魚道

- ア：高いダムのない木津川本川について、まずは上野盆地まで、次にはそこから上流の本川および支流の遡上環境を改善することを優先的にすすめることが望ましいのではないかと。後者においては、三重県への指導・調整が必要となる。
- イ：堰の必要性および魚道の必要性や予測効果等について十分な検討をし、下流から整備することを基本に進めるべきである。また整備後の運用により明らかになった問題点を速やかに改善できる体制が重要である。（木津川以外にも通じる内容）
たとえば、大河原ダム堰は堤高が20メートル以上あり、効果的な魚道整備はたとえ可能であっても大きなコストを伴う可能性がある。また、堰水部に魚食性魚が生息し

た場合にはせっかく遡上させても上流へ到達しにくい可能性がある。堰そのものの存廃の検討を十分に行うとともに、堰を撤去せずに魚道の整備（改修）を検討する際には、整備効果が期待できることを確認するべきである。また、海や淀川大堰からの天然アユの遡上によりどれだけアユ資源を増大できる可能性があるか（例：現時点の淀川の天然アユ資源量はどれくらいか等）も調べておくべきであろう。

ウ：高山ダム等の高いダムについては、魚道設置以外の連続性回復手段をまず検討するべきである。

その他の項目についても、今後の検討によりコメントを追加する可能性がある。

桂川に関連する事業検討班 とりまとめ状況

桂川における主な問題点

桂川の関連事業について

(1) 全般的な問題点について

日吉ダム問題、狭窄部の開削問題（亀岡・保津など）、堤防強化問題（応急的堤防強化及び大下津地区の堤防拡幅事業など）は「桂川全域の整備計画」として検討、実施されるべき問題であり、関連した実態を踏まえた中での意見交換が必要である。例えば狭窄部の開削問題は、下流の堤防強化と密接な関係があり、日吉ダムとの関連についても、また、然りである。しかしながら、直轄（国土交通省）、直轄外（京都府）とも、これらの問題をそれぞれ個別に取り上げ、説明してきたため、住民に理解しにくい形となっている。そこで、国土交通省と京都府は、連携してことに当たり、幅広い地域から住民の意見を集めることで、「桂川の河川整備」の検討、実施を図るべきである。

(2) 日吉ダムについて

第2稿において、保津峡上流の浸水被害対策として、日吉ダムの利水機能の一部を大戸川に振り替え、日吉ダムの治水機能の強化を図るという計画が検討として挙げられているが、この計画は、以下の理由により、非現実的であると断定せざるを得ない。

この振替計画は、大戸川ダム建設を当然の前提としており、計画自体が大戸川ダム建設への有効条件に加えられている感が強い。また、大戸川ダム建設が、流域委員会の提言が示す諸条件をクリアできるとの確証も得られていない。

日吉ダムの利水機能を大戸川ダムに振り替えるとしても、渇水状態の続く日吉ダムの利水機能を大戸川ダムに振り替えることが現実に可能かどうか疑問である。

日吉ダムの治水強化となる日吉ダムの利水機能を大戸川ダムに振り替えることで、三川合流より下流の利水が確保されても、日吉ダムから三川合流までの流量の減少で、桂川流域の河川環境を悪化させる恐れがある。渇水時の時はなおさら問題である。

(3) 狭窄部の開削について

第2稿では、「狭窄部の開削は当面実施しない・・・」とされているが、「当面」の意味としては、開削は下流部の堤防強化の進捗状況を見て、実施の判断とされてきたが、現在、継続・実施中の堤防強化事業は、これまでの実施面と今後の進行面において、再評価や検討が残されており、完成までにはほど遠い状況として判断されたのと、「自然が創り出した狭窄部の開削は避けるべき」との提言もあり、「当面開削できない」との判断に至ったものと思われる。しかしながら、これらについても問題点が生ずる。

「当面開削しない・・・」で日吉ダムの治水強化策に頼るとすれば、前記の大戸川ダム建設問題も含め、日吉ダムの問題点もクリアしなければならないため、日吉ダムの治水強化策に頼ることは非現実的かと思われる。

「狭窄部の開削を当面実施しない・・・」となると、上流の亀岡地区の遊水地の整備も含めた浸水対策が重要な課題となる。桂川は嵐山より下流は国土交通省管轄の堤防強化事業が継続、実施されており、上流部の浸水対策は京都府の管轄ではあるが、これらは密接に関連しており、下流の堤防強化の課題と合わせて検討される必要がある。

(4) 保津地区(亀岡)の河川改修事業について(京都府の事業)

保津峡狭窄部による亀岡(保津橋下流)の浸水対策として、ダムによる洪水調節と河道整備が計画され、今までに日吉ダム建設とともに、保津上区の築堤や河道掘削が進められてきた。これらについても問題点がある。

この改修計画は、当面計画の規模で昭和57年出水に対応するものとして、計画水量を1500t/sとし、将来的には100年に1回の出水を想定し、3500t/sの計画水量としており、かなりの開削事業を要する計画かに思われる。この点で、当面開削せずに代替案を優先する流域委員会の要請との関連で、多くの課題が残るであろう。

保津地区の河川改修は嵐山下流の河川改修(直轄区間)と密接に関連するものであるから、現在行われている国土交通省の堤防強化も含めた改修工事の現状とその課題を踏まえた上で、独自計画に陥ることなく、適切な検討がなされるべきである。

(利用)

河川敷利用について

(1) 公園・グラウンドとしての利用について

桂川流域においても河川敷利用として広範囲にわたって公園やグラウンドの整備が進められてきた。結論的に言えば、国及び地方行政の河川環境を軽視した都市計画の産物かと思われる。これらは当初の計画時において、「川でなければできない利用」、「川に活かされた利用」の理念が管轄者側にあれば、法整備も含めて現況は変わっていたにちがいない。しかるに、今なお河川敷を公園やグラウンドとして使用したいとの要望があり、京都市では、都市計画の中に、羽束師付近の桂川左岸の河川敷に公園とグラウンド整備の計画を持っている。

今後の河川管理者側の河川利用計画の持ち方又は対応の仕方としては、住民のこのような要望に対しては、堤内地に用地確保の努力をすることと、堤外地でなくても機能可能な施設は堤内地に移行すべきという姿勢で臨む必要がある。

また、既設の施設使用に際しても、河川環境や生態系に悪影響を及ぼすものについては、利用制限の処置をとるべきである。さらに新規の整備は原則として認めるべきではないが、多くの住民の強い要望がある現状を鑑み、河川管理者が提案し、検討する河川利用保全委員会(仮称)なる組織を早急に設立させ、住民との話し合いを中心にして、制限処置をとる必要があるのではないか。なお、河川利用保全委員会(仮称)は、学識経験者、各流域の自治体関係者、それに住民の代表者で構成されたものでなければならない。

(2) 不法耕作、不法占用について

桂川流域においても不法耕作、不法占用は桂大橋と西大橋付近の河川敷に集中している。河川敷での耕作は私有地としての耕作、占用許可を受けての耕作、そして不法耕作がある。不法耕作地には勿論であるが、河川敷内の耕作地には、古い作業小屋風の建物が連立し、景観的にも悪く、農薬使用の問題もあって、河川環境上、良い状況とは言えない。そこで、河川管理者は、利用者と十分に話し合うことで説得し、土地の買収、堤内地内の代替地への移転等の処置を早急に講ずべきである。

また、不法耕作の是正については、河川管理者は、毎年、実施計画を立て、是正の優先順位に従って、実施しているとしているが、継続的な違法行為に対して、河川工事や河川管理上、支障にならなければ処置せずに放置してきた経緯がある。

この判断こそが今までに多数の違法な状況をつくり出してきたものと思われる。そこで、新規であろうが、継続的な違法行為であろうが、毎年の計画の中で、きちっとした是正処置を講ずるべきである。

今後の河川管理上の方策としては、管理者側の積極的な形での是正処置が講じられた場合、住民との間に多少なりとも摩擦が予測されるため、当問題についても、河川利用保全委員会（仮称）の中で、検討し、住民との話し合いが必要かと思われる。なお、ここでも、河川利用保全委員会の構成メンバーの中に住民代表が含まれることが条件である。

産業的な利用について

----- 漁業の復興と魚道の整備について -----

漁業の復興は、生態系及び水温・水質、河川の連続性などの河川環境が健全な状態にあつてはじめて可能となる。

従って、まずは河川環境の保全、再生が必須であり、河川の横断方向及び縦断方向の連続性の回復が必要となる。そこで、淀川水系の上流域まで魚が遡上、降下できるような河川横断施設（ダムを含む井堰、落差工）の魚道の整備が挙げられる。それは、ダムや河川横断施設を再点検し、魚道のない施設には魚道を新設し、不完全な魚道には改修を実施することである。これらの処置は、特別な魚種（例えば、漁業組合の魚業権魚種）の保護、育成のためだけでなく、当該河川固有の在来、魚介類の生息する川づくり、河川環境づくりのためであり、それが、結果的に漁業復興につながる対策かと思われる。

現在の桂川水系は、1号井堰から一の井堰までの八つの井堰は、いずれも魚道設備が不完全であり、構造改善の検討課題にも挙がっているが、直轄管理区間の井堰として、できるところから実施の方向へ進めてほしい。又、その上流の寅天井堰（統合井堰）から日吉ダム下流までの八つの井堰は、灌漑用のものがほとんどであり、どれもが魚道の不備で、魚の遡上、降下を妨げており、改修への調査、検討が必要なものばかりである。これらの井堰の管理は、寅天井堰の京都府をはじめ、八木町、園部町、日吉町であり、河川管理上は直轄外であり、他省庁及び各自治体との連携が必要となるが、淀川全域の河川環境の復元のため、河川管理の直轄と直轄外とが協働しあって、調査、検討することが望まれる。

また、既設ダム（日吉ダム）の構造改善として、魚道の設置の検討と、施設の不可の場合の代替案の検討が挙げられているが、ここ 20 年～30 年先を目論んだとしても、日吉ダムへの魚道の設置はリスクが大きく、非現実的と判断せざるを得ない。従って、魚道での対策不可の場合の代替案の検討こそが、より有効な改善策を生み出せるものと思われる。例えば、ダム湖への高度な水質浄化システムの導入とダム湖への流入河川の連続性の回復等の検討である。また、同時にダムによって遮断された土砂移動の連続性の回復の検討も必要である。

そこで、将来的に淀川水系の魚道が完全に整備され、少なくともダムまでの河川の連続性が可能になった場合、淀川大堰を通過し、桂川水系を日吉ダム直下まで遡上してきた魚を水質浄化されたダム上流に汲み上げ放流することで、ダム上流の生態系を乱すことなく健全な魚の増殖が図られ、漁業の復興につなげることができるものと思われる。

ただし、日吉ダムに居付く生態系を乱すブラックバスやブルーギル等の駆除対策は以後も検討課題となろう。

淀川本川に関連する事業検討班 とりまとめ状況

1 . p.6~7 2 . 1 . 1 河川形状 ~ 2 . 1 . 3 水量

文中の7箇所「ところもある」が用いられているが、「ところがある」との違いは何だろうか。どちらを用いるのが適当か検討して欲しい。

2 . p.16~17 3 . 河川整備の基本的考え方

1) ~ 5) は現状の課題を要約したに過ぎないので削除する。

6) に示された4個の にそれぞれ治水、利水、環境、利用の表題をつけ、かつその内容を分かりやすく記述し、環境、治水、利水、利用の順に載せる。

例えば、下記のように。

環境： これまでの河川整備が 考え方を踏まえて、河川環境の保全・再生を図る。この場合、人はあくまで回復の手助けをするのであって、人工で造るものではない。
(最終行(下線部)追加)

治水： 洪水被害の頻度のみならず 安全度の向上を図る。堤防については、嵩上げを考
えるのでなく、丈夫な堤防を目指す。(最終行(下線部)追加)

利水： 水需要予測の 関係自治体と連携する。(変更なし)

利用： 河川の利用については、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を基
本とし、利用者の理解を得ながら「河川環境の保全を基本とした利用の促進」と「河
川環境を損なう利用の是正」を図る(下線部追加、一部削除)

3 . p.19 4 . 2 . 1 河川形状 10 ~ 12行

「縦断方向において、生物の遡上や降下が容易にできるよう、既設の河川横断工作物の改良を検討するほか、新築や改築にあたっては 」を下記のように訂正

「縦断方向において、生物の遡上や降下が容易にできるよう、既設の河川横断工作物の改良を検討する。その際、小規模な改築により改良が可能な箇所は早急を実施し、新築や大規模な改築にあたっては 」

4 . p.20 4 . 2 . 4 水質 下から5行目(字の訂正)

下流への影響を勘案して必用があれば 必要があれば

5 . p.28 4 . 8 . 1 淀川河川公園

(文言への意見)

見直すべきは 1973 年策定の淀川河川公園基本計画であろう。これは当時、淀川に存在した生物環境の保全を考慮して策定されたものであった。現在の淀川の自然環境は基本計画策定当時の面影はない。従って、改訂に際しての網目方針は2)に示された「自然環境の保全と再生・復元」しか考えられないのではないか。

また、淀川河川公園は「自然公園」の位置づけの下に見直さねばならない。

6 . p.32 5 . 2 . 3 水量 (1) - 1)

「淀川大堰下流の汽水域の生物に配慮した放流量やアユ等の遡上を促す放流量及び有効な堰の操作方式等について検討する。」について、「アユ等」を「アユ及びその他の魚類等の」に訂正して欲しい。なお、ここに示された魚道は資源保護法に謂う「魚道」であるのを念頭において検討されるべきである。

7 . p.43 5 . 4 利水 (3)

p.51 5 . 7 . 2 各ダム of 調査検討内容 (1)

<日吉ダムおよび大戸川ダムについて>

利水容量の振替は、関係河川の住民感情からしてもほとんど受け入れられるものではない。技術的にもほとんど不可能であろう。技術的には今本委員の論拠によるべきである。取り下げるべきであろう。

河川管理者の社会的権威の失墜にもなりかねない、このような既設ダムの目的変更と計画中のダムへの振替は今後一切しない、ことをキチンと訂正をしなければならない。(これまでの計画と違って、これらの審議経過は全てガラス張りの中で行われていることを忘れてはならない)

8 . p.44 5 . 5 . 1 水面

1) 水上オートバイの利用規制 上から 5 ~ 6 行

ことから、下流域の生物の生息・生育環境への影響を踏まえ、上水の取水がない淀川大堰下流への移設を検討する。

(上記についての意見)

生物への影響を踏まえるのであれば、上水取水がないからという理由で下流へ移設するという考え方は全くナンセンスと言えるのではないか。

この考え方によれば、水上オートバイの利用は絶対禁止とすべきである。

